

第十条の六第一項第七号中「第十条の四第三項」を「第十条の四の二第三項」に改め、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 第十条の五の三第三項又は第四項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十条の六第二項中「第十条の三第七項又は第十条の五の二第四項」を「第十条の三第四項、第十条の五の二第四項又は第十条の五の三第四項」に改め、同条第三項中「第十条の三第八項又は第十条の五の二第五項」を「第十条の三第五項、第十条の五の二第五項又は第十条の五の三第五項」に改め、同条第四項中「修正申告書又は更正請求書」を「(同項の規定により適用する繰越税額控除に関する規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)」に改める。

第十一条第一項中「(以下この条)」を「(同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条)」に改め、同項の表の第一号の上欄中「第十条第六項第四号」を「中小事業者(第十条第八項第五号)」

に改め、「中小事業者」の下に「をいう。第三号において同じ。」を加え、同号の中欄中「及び次号の中欄に掲げる減価償却資産に該当するもの」を削り、同表の第二号の下欄中「本邦と外国」を「外航船舶（本邦と外国との間）に、「もの（以下）を「船舶をいう。以下」に、「「外航船舶」という。」で「同じ。」で日本船舶」に改め、「日本船舶」の下に「をいう。」を加え、同表に次の一号を加える。

三 自動車の運転に関する技能及び知識の教授（主として道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十四条第一項に規定する免許を受けようとする者に対するものに限る。）に係る学習支援業を営む中小事業者で、同法第九十九条第一項の規定により指定自動車教習所として指定された同法第九十八条第一項に規定する自動車教習所を設置するもの	当該自動車教習所において当該事業の用に供される車両及び運搬具のうち貨物を運搬する構造の自動車として政令で定めるもの	百分の二十
---	--	--------------

第十一条の二の次に次の一条を加える。

(被災代替資産等の特別償却)

第十一条の三 個人が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害（以下この項において「特定非常災害」という。）に係る同条第一項の特定非常災害発生日（以下この項において「特定非常災害発生日」という。）から当該特定非常災害発生日の翌日以後五年を経過する日まで間に、次の表の各号の上欄に掲げる減価償却資産で当該特定非常災害に基因して当該個人の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の用に供することができなくなつた建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）、構築物若しくは機械及び装置に代わるものとして政令で定めるものに該当するものの取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該個人の事業の用（機械及び装置にあつては、貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した同欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。）又は同欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これを被災区域（当該特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなつた建物又は構築物の敷地及び当該

建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいう。）及び当該被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において当該個人の事業の用（機械及び装置にあつては、貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した同欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、これらの減価償却資産（以下この条において「被災代替資産等」という。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該被災代替資産等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該被災代替資産等の取得価額に同表の各号の上欄に掲げる減価償却資産の区分に應じ当該各号の中欄に掲げる割合（当該個人が第十条第八項第五号に規定する中小事業者である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合）を乗じて計算した金額をいう。）との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該被災代替資産等の償却費として同法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

資

産

割

合

割

合

一 建物又は構築物（増築された建物又は構築物のその増築部分を含む。）で、その建設の後事業の用に供されたことのないもの	百分の十五（当該特定非常災害発生日の翌日から起算して三年を経過した日（以下この表において「発災後三年経過日」という。）以後に取得又は建設をしたものについては、百分の十）	百分の十八（発災後三年経過日以後に取得又は建設をしたものについては、百分の十二）
二 機械及び装置でその製作の後事業の用に供されたことのないもの	百分の三十（発災後三年経過日以後に取得又は製作をしたものについては、百分の二十）	百分の三十六（発災後三年経過日以後に取得又は製作をしたものについては、百分の二十四）

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける被災代替資産等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条第三項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、被災代替資産等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

第十二条第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に改める。

第十二条の二第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。
第十三条の二の次に次の一条を加える。

（事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却）

第十三条の三 青色申告書を提出する個人で農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第 号）第十

九条第一項に規定する認定事業再編事業者（同法の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に同法第十八条第一項の認定を受けた個人に限る。）であるものが、当該認定に係る同法第十八条第一項に規定する事業再編計画（同法第十九条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定事業再編計画」という。）に係る同法第十八条第三項第二号の実施期間内において、当該認定事業再編計画に記載された同条第五項に規定する事業再編促進設備等を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この項及び次項において「事業再編促進機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は事業再編促進機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業再編促進対象事業（同法第二条第七項に規定する事業再編促進対象事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該事業再編促進機械等をその事業再編促進対象事業の用に供した場合を除く。）には、その事業再編促進対象事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該事業再編促進機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、供用日以後五年以内（当該認定事業再編計画について同法第十九条

第二項又は第三項の規定による認定の取消しがあつた場合には、供用日からその認定の取消しがあつた日までの期間）でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該事業再編促進機械等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百四十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の百四十五）に相当する金額以下の金額で、当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業再編促進機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十三条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける事業再編促進機械等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十三条の三第一項」と、「その合計償却限度額」とあるのは「同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「同条第一項」とあるのは「同法第四十九条第一項」と読み替えるものとする。

3 第十一条第三項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する第十三条第二項の規定を適用する場合について準用する。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条を削る。

第十四条の二第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「又は同項第二号に掲げる建築物及び構築物」を削り、「同項第三号に掲げるもの」を「同項第二号に掲げる構築物」に改め、同条第二項中「第二号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同号に掲げる構築物」を削り、「第三号に掲げるもの」を「第二号に掲げる構築物」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「（これと併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）」を削り、同号を同項第二号とし、同条第三項中「第十四条の二第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第十九条第一号中「第十条の四」を「第十条の四の二」に改め、「第十条の五の二」の下に「第十条の五の三」を加える。

第二十四条の二第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「当該」を「その」に改め、同条第九項中「に同項」を「に、同項」に改める。

第二十四条の三第一項中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改める。

第二十五条第一項中「平成二十九年」を「平成三十二年」に改める。

第二十八条の二第一項中「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に改める。

第二十八条の四第六項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第三十条の二第一項中「準用する場合及び」を「準用する場合、」に、「第十条第二項」を「第八条の規定により読み替えて適用される場合及び同法第九条第二項又は第三項」に、「第十条第三項」を「第九条第四項」に改め、同条第五項中「第十条第三項」を「第九条第四項」に改める。

第三十一条の二第一項中「平成二十八年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に改め、同条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 土地開発公社に対する次に掲げる土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が独立行政法人都市再生機構が施行するそれぞれ次に定める事業の用に供されるもの

イ 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域（以下第三十四条の二までにおいて「被災市街地復興推進地域」という。）内にある土地等 同法による被災市街地復興土地地区画整理事業（以下第三十四条の二まで

において「被災市街地復興土地区画整理事業」という。）

ロ 被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する住宅被災市町村の区域内にある土地等 都市再

開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による第二種市街地再開発事業

第三十一条の二第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同項第四号中「（昭和四十四年法律第三十八号）」を削り、「前三号」を「前各号」に改め、同項第十一号中「第一号」の下に「の上欄」を加え、同項第十二号中「、第二号」を「から第二号の二まで」に改め、同条第三項中「平成二十八年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に、「期間」を「期間。第五項において「予定期間」という。）」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第五項中「第三項に規定する期間内に第二項第十二号」を「予定期間内に同項第十二号」に改め、同条第九項中「第七項の規定による修正申告書及び」を「第八項の規定による修正申告書及び」に改め、同項第一号中「第七項」を「第八項」に改め、同項第二号中「で第七項」を「で第八項」に、「第三十一条の二第七項」を「第三十一条の二第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「期間」を「予定期間」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第三項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、第三項に規定する予定期間内に第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後二年以内の日で政令で定める日までの間に当該譲渡の全部又は一部が同項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、第三項、第五項及び次項から第十項までの規定の適用については、第三項に規定する予定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

第三十三条第一項中「第三十二条又は所得税法」を「前条又は同法」に改め、同項第三号中「第九十条（大都市地域住宅等供給促進法第八十二条第一項）を「第九十条（同項）」に改め、同項第三号の二中「同法第七十九条第三項の」を「同項の」に改め、同項第三号の五中「減価補償金」の下に「（次号において「減価補償金」という。）」を、「施行区域」の下に「（同法第二条第八項に規定する施行区域をいう。」

同号において同じ。」を加え、同号の次に次の二号を加える。

三の六 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興推進地域において施行する被災市街地復興土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなるものの施行区域内にある土地等について、これらの者が当該被災市街地復興土地区画整理事業として行う公共施設の整備改善に関する事業の用に供するためにこれらの者（土地開発公社を含む。）に買い取られ、対価を取得する場合（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

三の七 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する住宅被災市町村の区域において施行する都市再開発法による第二種市街地再開発事業の施行区域（都市計画法第十二条第二項の規定により第二種市街地再開発事業について都市計画に定められた施行区域をいう。）内にある土地等について、当該第二種市街地再開発事業の用に供するためにこれらの者（土地開発公社を含む。）に買い取られ、対価を取得する場合（第二号又は次条第一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

第三十三条第二項中「もつて収用等」を「もつて取得指定期間（収用等）に、「を取得する」を「の取

得をする」に、「期間」を「期間をいう。」に、「補償金、対価又は清算金の額」を「の額（「」に、「補償金、対価又は清算金の額（収用等」を「の額（次項に規定する収用等」に、「代替資産を取得した」を「同項に規定する代替資産の取得をした」に、「金額」を「金額。以下この項において同じ。」（「に改め、同条第三項中「、第二号」の下に「又は第三号」を加え、「同号に規定する土地の上にある資産（同号」を「これらの号に規定する土地の上にある資産（これらの号」に、「又は第二号」を「若しくは第二号」に、「又は対価」を「若しくは対価の額又は第三号に規定する補償金」に改め、同項に次の一号を加える。

三 土地等が第三十三条の第三第八項の規定に該当することとなつたことに伴い、その土地の上にある資産が土地区画整理法第七十七条の規定により除却される場合において、当該資産の損失に対して、同法第七十八条第一項の規定による補償金を取得するとき。

第三十三条第五項中「添附しない」を「添付しない」に改め、同項ただし書中「添附」を「添付」に改め、同条に次の一項を加える。

7 個人が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項

の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、代替資産の第二項に規定する取得指定期間内における取得をすることが困難となつた場合において、当該取得指定期間の初日から当該取得指定期間の末日後二年以内の日で政令で定める日までの間に代替資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項及び第三十三条の五の規定の適用については、同項に規定する取得指定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

第三十三条の二第二項中「同項各号」を「当該各号」に、「を取得した」を「の取得をした」に、「取得する」を「取得をする」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前条第七項の規定は、第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第二項」とあるのは、「次条第二項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

第三十三条の三第一項中「第十六条第一項」を「（平成十年法律第九十二号）第十六条第一項」に改め、同条に次の五項を加える。

8 個人が、その有する土地等（所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産その他これに準ずる

資産で政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）で被災市街地復興推進地域内にあるものにつき被災市街地復興土地地区画整理事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により、土地等及びその土地等の上に建設された被災市街地復興特別措置法第十五条第一項に規定する住宅又は同条第二項に規定する住宅等（以下この項、次項及び第三十三条の六第一項第四号において「代替住宅等」という。）を取得したときは、第三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第三十三条の規定の適用については、当該換地処分により譲渡した土地等（代替住宅等とともに清算金を取得した場合又は被災市街地復興特別措置法第十七条第一項の規定により保留地が定められた場合には、当該譲渡した土地等のうち当該清算金の額又は当該保留地の対価の額に対応する部分以外のものとして政令で定める部分）の譲渡がなかつたものとみなす。

9 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、被災市街地復興土地地区画整理事業の施行者から交付を受けた土地等に係る換地処分により代替住宅等を取得したことを証する書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

10 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第八項の規定を適用することができる。

11 第八項の規定の適用を受ける同項に規定する換地処分による土地等の譲渡については、第一項の規定は、適用しない。

12 個人の有する土地又は土地の上に存する権利で被災市街地復興推進地域内にあるものにつき被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、当該個人が、当該土地又は土地の上に存する権利に係る換地処分により土地等及びその土地等の上に建設された被災市街地復興特別措置法第十五条第一項に規定する住宅又は同条第二項に規定する住宅等を取得したときにおける第一項の規定の適用については、当該換地処分による土地又は土地の上に存する権利の譲渡につき第八項の規定の適用を受ける場合を除き、当該換地処分により取得した当該住宅又は当該住宅等は第一項に規定する清算金に、当該住宅又は当該住宅等の価額は同項に規定する清算金の額にそれぞれ該当するものとみなす。

第三十三条の四第一項中「同項第二号」の下に「若しくは第三号」を加え、「(第三十三条の二)を「(同条)」に改め、同条第三項第二号中「とき。」を「とき」に改める。

第三十三条の五第一項第一号中「を取得した」を「の取得をした」に改め、同項第二号中「代替資産を」を削り、「期間内に取得しなかった」を「取得指定期間内に代替資産の取得をしなかった」に、「その期間」を「当該取得指定期間」に改め、同条第四項中「期間」を「取得指定期間」に、「を取得した」を「の取得をした」に改める。

第三十三条の六第一項に次の一号を加える。

四 代替住宅等を取得するために要した経費の額がある場合 当該経費の額

第三十四条第二項第一号中「又は第三号の五」を「から第三号の六まで」に改め、同条第五項中「添附」を「添付」に改める。

第三十四条の二第二項第二十号中「含む。」又は「を「含む。」、「に、「の規定」を「又は被災市街地復興特別措置法第八条第三項の規定」に改め、同項第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二 土地等につき被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、被災市街地復

興特別措置法第十七条第一項の規定により保留地が定められたことに伴い当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該保留地の対価の額に対応する部分の譲渡があつたとき。

第三十四条の二第四項中「規定は、」を「規定は」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 個人の有する土地等で被災市街地復興推進地域内にあるものが前項第二十一号の二に掲げる場合に該当することとなつた場合には、同号の保留地が定められた場合は第三十三条の三第一項に規定する保留地が定められた場合に該当するものとみなし、かつ、同号の保留地の対価の額は同項に規定する保留地の対価の額に該当するものとみなして、同項の規定を適用する。

第三十四条の三第二項第四号中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に、「第五条第三項」を「第五条第二項」に、「又は第二項の」を「に規定する」に、「工業等導入地区」を「同条第二項第一号に規定する産業導入地区」に、「農村地域工業等導入促進法第四条第二項第二号」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第四条第二項第四号」に、「工場用地等」を「施設用地」に改める。

第三十六条の二第二項中「翌年中」を「翌年一月一日から同年十二月三十一日（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、同日までに買換資産の取得をすることが困難となつた場合において、同日後二年以内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同日の属する年の翌々年十二月三十一日。次条第二項第二号において「取得期限」という。）までの間」に、「同項中「」を「前項中「当該」に、「」とあるのは「譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日」を「までの間」とあるのは「次項に規定する取得期限まで」に、「翌年十二月三十一日」とあるのは「翌々年十二月三十一日」を「から当該譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間」とあるのは「の属する年の翌年十二月三十一日まで」に改める。

第三十六条の三第二項第二号中「前条第二項に規定する譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日」を「取得期限」に改める。

第三十七条第一項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十二年十二月三十一日」に、「の第九号」を「の第七号」に、「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に、「第三号及び第九